

大阪市立斎場指定管理者募集に係る質問事項と回答
(北斎場・鶴見斎場)

※番号に下線があるものについて8月1日に修正しました。

番号	質問内容	回答
1	募集要項 P10 ⑤イ「修繕費の取り扱い」 「4(2)③ウ 建物の維持保全」の建物には火葬炉設備は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	火葬炉設備についても含みます。
2	募集要項 P13 8 指定管理者の選定(3)選定項目等 選定項目の配点等についてお尋ねします。 ・「申請団体」「社会的責任・市の施策との整合」において、前回の配点と今回の配点では大きく異なっておりますが、その理由をご教示ください。 ・「社会的責任・市の施策との整合」において、前回記載のあった「女性活躍推進の取組み」が削除されておりますが、その理由をご教示ください。	選定項目の配点等については、本市指定管理者制度の運用に係るガイドライン(令和4年4月)を基本に定めています。 本募集において、「社会的責任・市の施策との整合」では、環境への取組み、就職困難者等の雇用への取組み、個人情報保護に関する取組みを重視しています。
3	募集要項 P14 10 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項④ 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の火葬はすべて鶴見斎場で行う予定ということですが、通常の火葬と時間帯を区分するなど、特段の配慮をすべきことがありますか。配慮が必要な場合、コロナ感染症の方の火葬を何件見込んでおられるかご教示ください。	新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方の火葬については、現在、鶴見斎場の通常の火葬業務の終了後に実施しており、亡くなられる方の状況に応じて、本市と協議の上、通常の火葬受入の時間を繰り上げるなど柔軟な対応を行っていただきます。 新型コロナウイルス感染症により、亡くなられる方の火葬件数について見込むことはできませんので、参考に過去の実績を記載します。 令和2年度 551件、1日あたり2.7件 令和3年度 1,761件、1日あたり7.1件 令和4年度(6月末まで) 92件、1日あたり1.8件
4	募集要項 P17 リスク分担表 ※3、指定管理業務の基準 P13 第3 施設・備品等の取扱い ・「基幹的な施設・機器以外の施設・機器・器具・什器・備品等は、指定管理者が補修更新するものとする。(略)当該施設等は、	「資料10 備品目録」に記載の物品の購入年及び購入金額は不明です。 備品目録に記載の物品は、令和5年4月以降、指定管理者に貸し付けを予定している物であるため、現時点で実在しない物や壊れている物はありません。

	<p>指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として大阪市の所有とする」とあります。備品の更新を想定して経費を算出したいと考えますので、【資料】10 備品目録に記載の備品について、購入年及び購入金額をご教示ください。また、備品目録に記載があるが実在しない物や壊れている物がある場合は、4月1日までに、更新または修繕をしていただけるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「備品一覧等を適宜更新し定期的な現物確認を実施しその結果を大阪市に報告すること」とありますが、定期的な確認及び報告とは、年1回程度でいいのでしょうか。 ・各斎場の施設等について、新指定管理者が業務を開始する前に、大阪市が、故障や不具合の有無等を点検して整備をしていただけるのでしょうか。また、新指定管理者が、業務開始前に斎場の施設等を点検した際に故障や不備があった場合、4月1日までに整備をしていただけるのでしょうか。 	<p>備品一覧表等に基づく定期的な現物確認の実施及びその結果の報告の時期及び回数については、指定管理者の管理状況に応じて、判断します。</p> <p>新指定管理者が業務を開始する前に、本市が、故障や不具合の有無を点検し、整備することはありません。また、新指定管理者が施設等を点検した際についても同様に整備することはありません。指定期間中における施設及び設備の修繕に係る考え方については、「資料2 斎場指定管理者業務の基準 3(3)③建物の維持保全」に記載のとおりです。</p>
5	<p>斎場指定管理業務の基準 P5 2 職員の配置基準 ③配置人員</p> <p>「10時から17時の配置人員について必要人数を必ず配置」と記載されておりますが、前回の募集要項では、「9時から17時30分は必要人数を最低必要人員として配置」と表現をされておりましたので、表現を変更された理由をご教示ください。</p>	<p>指定管理者において、柔軟な勤務体系を採用し易いよう配置人数を指定する時間帯を短くしています。</p>
6	<p>指定管理業務の基準 P7 ク 夜間駐車場業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラの設置は例示であって設置義務までは求めていないという理解で宜しいのでしょうか。 ・17:30から地下駐車場が閉鎖されるまでの時間帯については、有人警備が必要であると考えていますが、その具体的な業務内容をご教示ください。 ・録画機能付き監視カメラを設置した場合、録画記録の保存期間(例えば、1週間)) 	<p>現在、北斎場の1階駐車場内には、本市が設置した監視カメラが設置してありますので、令和5年4月以降も当該機器を使用することが可能です。なお、近隣住民から騒音等の苦情があった場合は、新たな対策を講じるなど適切に管理してください。</p> <p>17:30から地下駐車場が閉鎖されるまでの時間帯については、斎場指定管理業務の基準 3業務内容(1)オにあるように、式場使用に関して、使用者、会葬者等が安全に使用できるよう管理してください。</p>

	についてご教示ください。	現在、本市が設置している監視カメラの録画データの保存期間については85日間です。
7	<p>指定管理業務の基準 P9 エ 残骨灰等処理業務</p> <p>・飛灰については、年1回以上適正に処理をすることとありますが、令和3年度の各斎場の搬出回数をご教示下さい。</p> <p>・飛灰の処理について、処理作業員の安全確保の面から、ダイオキシン類と重金属の溶出試験・分析は実施されていると考えますので、その結果を無害の根拠としてご教示ください。</p>	<p>令和3年度の各斎場の飛灰の搬出回数については、1回です。</p> <p>令和3年度に実施した飛灰中に含まれるダイオキシン類の測定結果については、北斎場 1.1ng-TEQ/g、鶴見斎場 0.56 ng-TEQ/g となります。また、重金属の溶出試験・分析は実施していません。</p>
8	<p>指定管理業務の基準 P10 ③建物の維持保全</p> <p>大規模改修工事や1件当たり100万円を超える修繕等は大阪市の負担となっていますが、次期指定管理期間中に予定されているものがあれば、ご教示ください。</p>	<p>令和5年度に鶴見斎場屋上防水改修工事及び外壁改修工事を予定しています。</p> <p>令和6年度以降については、未定です。</p>
9	<p>指定管理業務の基準 P12 ⑧エネルギーの使用の合理化に関する業務</p> <p>エネルギー管理員の選任は、指定管理業務を開始する時点(令和5年4月1日)で必要ですか。</p>	<p>令和5年4月1日時点で、エネルギー管理講習を修了した者を北斎場に配置する必要はありませんが、指定管理業務開始後、速やかに配置し、選任してください。</p>
10	<p>①火葬炉設備等保守点検業務仕様書(鶴見)鶴見8/8「予約・案内表示用コンピューター点検」</p> <p>鶴見斎場の予約案内表示用コンピューターの納入業者は北斎場と同じく都築電機でしょうか。</p>	<p>鶴見斎場の予約・案内表示用コンピューターは、富士建設工業株式会社が納入しました。</p>
11	<p>②自家用電気工作物保守点検業務仕様書</p> <p>・自家用電気工作物保守点検にかかる実施金額と実施業者名について、令和3年度決算額及び令和4年度予定額並びに実施業者名をご教示ください。</p> <p>・業務責任者は電気主任技術者免状を持つ者とされていますが、2名とも第3種電気主任技術者免状が必要ですか。</p> <p>・1.作業工程 4) ケーブル絶縁試験で、</p>	<p>自家用電気工作物保守点検にかかる実施金額(税込)及び実施業者名については、次のとおりです。(令和3年度実績及び令和4年度予定)</p> <p>実施金額: 3,168,000円</p> <p>実施業者名: 電気保安法人 日本電検株式会社</p> <p>業務責任者として2名配置する場合は、2名とも第3種電気主任者の免状が必要です。</p> <p>点検月内での再測定が原則ですが、再停電させ</p>

	<p>「後日再測定」の場合、後日は点検月内に限定されますか。</p> <p>・4 試験・測定業務 2) 接地抵抗測定で、(2)機械器具導通試験対象機器は何台ですか。(3)埋設場所の図面はありますか。点検確認は地表からの外観でよろしいでしょうか。(4)医療機器があれば何台ですか。伝導床は何階にありますか。</p> <p>・4 試験・測定業務 3) 絶縁抵抗測定について、分電盤、操作盤は何個ありますか。各回路ごとの測定とは子ブレーカーごとの測定ということですか。子ブレーカーごとの場合、切のみ個別測定で、入は一括測定でもよいですか。</p> <p>・2-2 特記仕様に、月例巡視点検は定週日曜日実施とありますが、何週目・何曜日ですか。</p> <p>・その他の質問として、蓄電池設備はありますか。あれば、規模はどれくらいですか。停電作業時に仮設電源は必要ですか。必要な場合は対象機器を教えてください。図面はありますか。(単線結線部・構内平面図、分電盤位置図)</p>	<p>ることが難しい場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 機械器具導通試験対象機器については、別紙3のとおりです。(3) 埋設場所の図面はありません。点検確認は地表からの外観で構いません。(4) 医療機器についてはありません。また、伝導床もありません。</p> <p>分電盤、操作盤の数については、別紙4のとおりです。各回路ごとの測定とは子ブレーカーごとの測定です。また、絶縁抵抗測定については、「入」ブレーカーの一括測定を可とします。</p> <p>毎月3週目の水曜日となります。</p> <p>各斎場の蓄電池設備については、次のとおりです。</p> <p>[北斎場] 定格容量：300Ah（10時間率） HS-300E 鉛蓄電池 54個</p> <p>[鶴見斎場] 定格容量：200Ah（10時間率） HS-200E 鉛蓄電池 12個</p> <p>停電作業時に仮設電源は必要ありません。単線結線図は別紙5のとおりです。</p> <p>構内平面図及び分電盤位置図については、指定管理者として指定された申請団体に提示します。</p>
1 2	<p>12. ③ガス吸収式冷温水機保守点検業務</p> <p>・点検業務については、製造メーカーに限定されますか。</p> <p>・「4 特記仕様」にある、水素抑制剤等の消耗品類は支給されるのでしょうか。</p>	<p>ガス吸収式冷温水機保守点検業務については性能保証の関係から製造メーカーに限定します。</p> <p>また、消耗品類の支給はありません。</p>
1 3	<p>④ガスヒートポンプエアコン保守業務仕様書（鶴見斎場）</p>	<p>保守業務仕様については、大阪瓦斯株式会社が実施する点検で可とします。</p>

	<p>年1回以上の定期点検を実施となっておりますが、稼働時間と設置年数の組み合わせ（現在、大阪ガスが実施している仕様）点検でよろしいでしょうか。また、次回のフロン漏えい点検はいつの予定ですか。</p>	<p>次回のフロン漏えい点検は、令和5年度です。</p>
<p>1 4</p>	<p>⑤消防用設備等点検業務仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス検知器については有効期限が5年のため、指定管理期間中に取り換える必要があることから、既設ガス検知器の型式をご教示ください。 ・屋内消火栓設備によるホースの製造年月日及び、最新の耐圧点検実施日を教えてください。 ・北斎場の泡消火設備の消火剤はPFOS非含有に変更されていますか。変更していれば型番を教えてください。また、補充材料費は含みますか。 ・北斎場の泡消火設備の一斉開放弁は設置後15年を経過していますか。経過している場合、一斉開放弁の作動試験は何個実施の予定ですか。また、一斉開放弁の2次側弁（バルブ）は設置されていますか。泡原液のサンプリング検査はいつ実施予定ですか。 ・鶴見斎場の、粉末消火設備の容器弁の開放点検及び、容器弁点検は実施完了していますか。 	<p>既設ガス検知器の型式については、次のとおりです。</p> <p>[北斎場] パナソニック SH16932K</p> <p>[鶴見斎場] (LPガス用) 富士電機 GP3VBC (都市ガス用) 大阪ガス SD-020</p> <p>屋内消火栓ホースについては、次のとおりです。</p> <p>[北斎場] 製造年：2012年 耐圧試験日：2017年2月</p> <p>[鶴見斎場] 製造年：2006年 耐圧試験日：2017年2月</p> <p>北斎場の泡消火設備の消火剤は、PFOS非含有に変更していません。</p> <p>なお、指定期間中における施設及び設備の修繕に係る考え方については、「資料2 斎場指定管理者業務の基準 3(3)③建物の維持保全」に記載のとおりです。</p> <p>一斉開放弁については設置後15年を経過しています。一斉開放弁の作動試験は、令和4年度より順次実施予定としています。一斉開放弁の2次側弁は設置されていません。泡消火剤の成分検査（分析）は、令和3年10月に実施しています。</p> <p>鶴見斎場の粉末消火設備の容器弁の開放点検及び容器弁点検は、令和4年度中に実施予定です。</p>

	<p>・消防用設備等点検業務について、各斎場の昨年度の前期・後期に掛かった日数が解る工程表をご提示ください。</p> <p>・仕様書 2(6)に記載されている煙感知器の、昨年度の感度試験・音圧測定の結果報告書及び非常放送の鳴動試験測定の結果報告書をご提示ください。</p> <p>・昨年度の消火器リストをご提示ください。そのうち製造から10年を経過する消火器があれば、取替費用は大阪市の負担と考えてよろしいですか。</p> <p>・消防用設備等点検業務に、北斎場及び鶴見斎場の非常電源(自家発電設備)の実負荷運転もしくは模擬負荷運転は含まれますか。含まれない場合、負荷は消火設備のみで実負荷点検可能でしょうか。</p>	<p>指定管理者の経営情報に該当しますので非公開とします。</p> <p>指定管理者の経営情報に該当しますので非公開とします。</p> <p>消火器リストについては、別紙6のとおりです。指定期間中における施設及び設備の修繕に係る考え方については、「資料2 斎場指定管理者業務の基準 3(3)③建物の維持保全」に記載のとおりです。</p> <p>実負荷又は模擬負荷の運転を含みます。</p>
15	<p>⑩貯水槽清掃業務仕様書 北斎場の貯水槽は、3.1㎡2基となっていますが、1基ずつ配管をつないで、二層式のようにして使用しているのでしょうか。それとも別々の系統でしょうか。 また、貯水槽2基の設置場所は同じポンプ室でしょうか。</p>	<p>2槽は、連通管で接続されており、2槽式のように使用しています。 また、2槽は、同じ受水槽ポンプ室にあります。</p>
16	<p>【資料2】第6(1)斎場職員時間帯業務内容(北斎場)に記載されている事務担当の業務時間は、9時から18時30分までですか。</p>	<p>斎場の開場時間については、午前8時45分から当日の火葬予定遺体の収骨終了又は遺体預かり業務終了時までとなります。 【資料2】第6(1)斎場職員時間帯業務内容(北斎場)については、現行の指定管理者からの聞き取りをもとに、通常の業務として必要と思われる時間を記載しています。</p>

17	<p>【資料7】消耗品費、点検費、修繕費実績 ・火葬炉は特殊な設備なので短時間の現説時に外観からでは合理的な修繕費の見積ができないため、各年度の修繕費のうち火葬炉に係る修繕費実績(金額)をご開示下さい。</p> <p>・【資料7】記載の費目以外の、下記品目の直近3か年の実績金額(消費税含む含まないの別もお願いします)をご教示ください。</p> <p>①通信運搬費、②備品購入費、③被服費、④手数料(作業服クリーニング代)</p> <p>なお、これらの情報が、現行指定管理者の経営情報に該当し、非開示となる場合は、瓜破斎場の各経費をご教示ください。</p>	<p>火葬炉設備に係る修繕費については、次のとおりです。(北斎場、鶴見斎場合計)</p> <p>令和元年度 2,689,531円 令和2年度 4,095,260円 令和3年度 3,830,693円</p> <p>指定管理者に詳細な内訳の提出を求めているため、瓜破斎場での各経費を記載します。</p> <p>①通信運搬費 令和元年度 135,694円 令和2年度 158,043円 令和3年度 155,675円</p> <p>②備品購入費 令和元年度 280,500円 令和2年度 0円 令和3年度 499,950円</p> <p>③被服費 令和元年度 631,988円 令和2年度 623,700円 令和3年度 646,580円</p> <p>④手数料(作業服クリーニング代) 令和元年度 273,658円 令和2年度 232,441円 令和3年度 170,775円</p> <p>※金額は、税込金額です。</p>
18	<p>瓜破・北・鶴見斎場の公害防止設備の一次、二次再燃焼炉は、火葬の何分前に着火しどの時点で消火するよう指示されているかご教示ください。</p>	<p>着火の時期については、一次、二次再燃焼炉の温度が、火葬入場時に主燃焼バーナが着火可能となる温度(約600℃)に達する時間を考慮し、着火するよう指示しています。</p> <p>消火の時期については、主燃焼バーナの消火とともに再燃焼炉についても消火するようプログラムされています。</p>
19	<p>消防用設備等点検業務仕様書「2業務委託内容」 地下タンク漏洩検査を実施する施設は漏洩検査含とありますが、地下タンクの設置経過年数及び漏洩検査の実施スケジュールをご教示ください。</p>	<p>別紙1のとおり</p>

20	募集要項P 8 提出書類について 提出書類の中に監査報告書がありますが、 監査人を置いておらず監査報告書がない 場合、書類の提出は不要で良いかご教示 ください。	監査報告書を提出できない旨を記載した書類 (任意様式)を提出してください。
21	火葬場の設備等の保守及び維持管理を実 施するにあたり、火葬炉メーカー、型式、 設置年月日をお示しください。	火葬炉メーカー、型式、設置年月については、 次のとおりです。 [北斎場] 火葬炉メーカー：なし（本市設計のため） 型式：なし 設置年月：2001年4月全施設稼働 1999年 一部供用開始 [鶴見斎場] 火葬炉メーカー：富士建設工業株式会社 型式：FBN2GT2 設置年月：2006年11月
22	事業計画書を作成するにあたり、現在示さ れている資料の書体、フォントサイズ、フ ォーマットの変更は可能かお示しくださ い。	書体、フォントサイズ、フォーマットの変更は 可能ですが、募集要項「7（7）提案を求める内 容」については、記載してください。
23	⑩印刷物仕様書に記載されている帳票1 ～8のフォーマットおよび9の封筒(印刷 内容)についてご教示ください。	別紙2のとおり
24	様式集 各様式内に「㊟」など押印が必要な個所 が示されていないため、押印が必要な書類 名称をお示しください。また、様式1-2 においては「代表者のみの押印」で良いの か「代表者および構成員すべての押印が必 要か」もあわせてお示しください。	令和3年4月に本市指定管理者制度の運用に 係るガイドラインを改訂し、提出書類に係る押印 の見直しを行いましたので、押印は不要です。 様式1-2についても同様に押印は不要です。